

総務文教常任委員会記録

令和2年9月2日

【開催日】 令和2年9月2日（火）

【開催場所】 大会議室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時23分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長税務課長	辻村 征宏	総務課長	田尾 忠久
総務課法制係長	竹内 広明	税務課長	矢野 徹
税務課課長補佐兼収納係長	福田 健司	税務課市民税係長	山口 大造
税務課固定資産税係長	梅田 典子		

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第91号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務)
- 2 議案第93号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)

午前9時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。それでは、審査内容の1番、議案第91号について審査します。委員会です。分科会はこの後行いますので、まず委員会を開会しております。審査内容1番、議案第91号について審査します。よろしくをお願いします。

田尾総務課長 それでは、議案第91号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条第2項に基づき、番号法に規定され、個人番号を利用することができる法定事務とは別に市が条例を定めることにより個人番号を利用することができる独自利用事務を規定するものですが、この度、幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、幼稚園就園奨励事業等が廃止されたため、別表第1に規定している事務のうち、廃止された事務に係る項を削除するものです。説明は以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員から質疑があれば受けます。よろしいですか。質疑はなしということではよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑なしということで、質疑を打ち切り、討論は、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、採決します。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、審査内容2番の議案第93号について説明をお願いします。

矢野税務課長 それでは、議案第93号山陽小野田市税条例の一部を改正する

条例の制定について概要を御説明します。地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。なお、このうちの一部については、施行日の関係から、4月の市議会臨時会において承認していただいております。今回につきましては、10月1日以降、順次施行される内容についての改正となります。お手元に、山陽小野田市で条例の一部を改正する条例の制定についての概要をお配りしていると思います。こちらに沿って御説明させていただきます。今回の条例改正の主な内容としましては、大きく五つに分けられております。一つ目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び女性の寡婦と男性の寡夫の控除の見直しの措置が講じられております。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平、そして、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を解消するために、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除が適用されることとなります。これ以外の女性の寡婦につきましては、引き続き控除額26万円を適用することとされ、現行の寡婦又は寡夫である女性・男性、そして単身児童扶養者に対する個人市民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦、これは女性の方ですが、ひとり親と寡婦が人的非課税措置の対象となります。これについては令和3年1月1日から施行され、令和3年以降の個人市民税から適用されることとなります。二つ目は軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しの措置が講じられます。近年、市場が拡大しております軽量の葉巻たばこ、いわゆるリトルシガーと呼ばれるものについてですが、現在、重量比例課税が適用されておりました、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税されております。しかしながら、製品重量が軽いことから、紙巻きたばこに比べて税負担が低くなっております。課税の公平性の確保の観点から、国のたばこ税と同様に課税方式が見直されます。現在、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこにつきまして最低税率が設定されます。段階的に実施をされますが、第1段階として、令和2年10月1日から適用される最低税率は、紙巻きたばこの税負担の7割の水準と

なります。２段階目の令和３年１０月１日からは、１グラム未満の葉巻たばこに本数課税が適用されることとなり、葉巻たばこ１本に対して、紙巻きたばこ１本と同様の課税がなされることとなります。三つ目につきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応です。国税において、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みを維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点から、簡素化等の見直しが行われることに伴いまして、市税条例の引用条項の改正等を行うものです。企業等の準備期間等が考慮されておりまして、令和４年４月１日以降に開始する事業年度から適用されることとなります。四つ目につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正となります。特例基準割合という文言が延滞金特例基準割合に名称が変更され、法人市民税に係る納期限の延長等の場合の延滞金について、現在、財務大臣が告示する割合、平均貸付割合と言いますが、現行、これに１．０％の割合を加算していたものが、年０．５％の割合を加算するという事で引下げがなされます。これにつきましては、令和３年１月１日から適用されることとなります。最後、五つ目です。租税特別措置法において、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例が創設されたことに伴う引用条項の改正となります。地方部を中心に全国的に空き地、空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域の活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図るための措置として講じられました。本特例措置は、個人が令和２年７月１日から令和４年１２月３１日までの間に、土地と上物の取引額の合計が５００万円以下等の一定の要件を満たす低未利用土地等の譲渡した場合について、租税特別措置法第３５条の３第１項の規定を適用して、当該個人の長期譲渡所得から１００万円を控除するものとなっております。こちらにつきましては、令和３年１月１日から適用されることとなります。説明につきましては以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 説明された②、これは子供がいなくても、女性の場合はこの見直しに該当するという事によろしいでしょうか。

矢野税務課長 子供がいらっしゃらない寡婦につきましても、所得制限が新たに設けられますが、寡婦控除として該当がなされるということです。

山田伸幸委員 地方たばこ税のことで、いろいろ説明されたんですが、金額がよく分かりません。現在の課税は幾らで新しく幾らになるのか、教えてください。

矢野税務課長 現在、紙巻きたばこ1本当たりの税額は5.692円となっています。これに対して、計量の葉巻たばこは0.5グラムであったり0.7グラムであったりするものがあるんですが、0.5グラムの葉巻たばこで言いますと、約半分の税が掛かっていると。市税についてなんですけど、全体の税ではなくて市税について、1本当たりは5.692円、軽量の葉巻たばこ0.5グラムのものについては、この半額が市税として掛かっているということです。

山田伸幸委員 結局、グラム数が1グラムであっても、5.6円でしたかね、それが課税されるということなんでしょうか。

矢野税務課長 段階的にそのようになっています。この10月からは0.7本に換算されるようになり、来年10月から1本が1本になります。

笹木慶之委員 まず、1番目の(1)の中の男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するとありますが、このことについて説明してください。

矢野税務課長 現在、男性のひとり親と女性のひとり親の特別寡婦の控除額が、女性は30万円、一方男性は26万円となっておりますので、この辺を男女とも同じ額にするというところでの不公平の解消となります。

笹木慶之委員 だから、両方とも30万円になるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）2点目は、たばこの関係なんですが、新たな改正が行われますが、このことによる本市への影響はどのように見ておられますか。

矢野税務課長 現在、リトルシガーと呼ばれる軽量な葉巻たばこというのが、これも正確に出たものではなくて、いろんな文献等を見る中で5%程度と予測されております。喫煙人口が今の状態を維持して、リトルシガーを吸われている方の人数が変わらなければ、約2,000万円程度の増になるように試算はしています。

笹木慶之委員 2,000万円ぐらいね、もちろん目安ですからね。次の(3)番の地方法人税課税の関係ですが、この制度の変更は分かるんですが、これによる本市への影響というのはあるんですか、ないんですか。

矢野税務課長 大変申し訳ないんですが、現時点で試算は少し難しいのかなと考えています。今、連結法人を選択している企業もいらっしゃるし、やめられるということもあるでしょう。それから今、連結を選択されていない法人につきましても、新たにグループ通算制度になったところで、この申告制度を利用されるというところもあろうかと思えます。これを先ほど言いましたとおり、令和4年4月1日から事業年度としておりますけど、この間に企業も検討されるっていうと思っていますので、この間検証ができれば、市税における影響額について検証を行っていきたいと考えています。

笹木慶之委員 そうでしょうね。そういうことが、当然想定できると思います。

ということで、それについては、今後の動きを見たいと思います。もう1点は、租税特別措置法の延滞金の問題ですが、この改正の背景はどういうことでしょうか。

矢野税務課長 これは金利の低下が金融市場で見られるというところからの引下げということになっています。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

山田伸幸委員 裏面の(5)の部分、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得うんぬんということなんですが、これは今、いろいろなところの空き地に、すぐに太陽光発電がどんどん出てきているんですが、こういったのが対象として考えられるのかどうか。ほかにどういった例が考えられるのかお答えください。

矢野税務課長 先ほど説明不足のところがあったかもしれません。都市計画区域内における土地の低未利用土地ということになっておりまして、その額的には、500万円以下取引ということがありますので、その土地に該当すれば、先ほど言われた太陽光への転用とか、そういったものへの譲渡というところも適用されるかもしれませんが、通常の宅地の売買等々も含めて想定はされるかなとは考えております。

伊場勇副委員長 同じく(5)のところなんですが、500万円以下となると、そんなに広くない土地に小さな家が、本当に小さい家が建っているようなところ、今、市内でもたくさん見られると思うんですけども、こういった措置があるということは、法律が変わっても、やはり市民に対してしっかり知らせていかないといけないと思うんです。そうすれば、空き家対策とかにもつながる場合もあるでしょうし、農地が少し大きく使えるところもあるのかもしれませんし、その辺の周知の仕方とか連携とかをどう考えていらっしゃるでしょうか。

矢野税務課長 この件につきましては税務課、生活安全課、都市計画課と既に何度か協議を持っています。その中で、国税に申告するようになるんですが、低未利用土地であることの証明はどこがするのか、そういった周知はどこがどのようにしていくのかっていうところは、今後協議した上で、ホームページなどを通じて、しっかりとアナウンスしていきたいと考えています。

長谷川知司委員 1番のところですけど、この表の新旧対照表見ていただいたほうがいいと思うんですけど、その1ページ(2)のところ、寡婦又は寡夫っていうのがあったのが、寡婦又はひとり親となったんですね。寡夫はどこへどう動いたのか教えていただきたいです。

矢野税務課長 男性のほうの寡夫につきましては、ひとり親のみが控除の対象となります。単身者で…すいません、ちょっと待ってください。単身者で生計を一にする子供を有するということに男性も当てはまるということになります。

長谷川知司委員 (1)は省略してあるからかもしれませんが、ちょっとこれ見ただけじゃあ、ひとり親の寡夫がどこに行ったのかなど。このひとり親の中に含まれるのかっていうのであればいいんですけど、それであれば、女性の寡婦はなぜここへ残ってるのかなと思って。ちょっと疑問に思うんですけど。

矢野税務課長 新旧対照表は条例でありますので、この制度改正については、ホームページ等で、男性のひとり親が今までの寡夫がどのように制度変更してっていうところは、詳しく周知をしていきたいと思っています。条例上の表記としては、この表記でまいりたいと考えています。

山田伸幸委員 一番最後の低未利用土地の件なんですけど、これで実際に今ま

で空き家等で放置されていたのが活発化するのかなと思うんですけど、市としては条例改正で、そういった空き地、空き家の解消が図られると考えられますか。

矢野税務課長 税務課としては、こういう税制の優遇措置が取られたということは広くアナウンスしてまいりたいと思います。しかしながら、現在の空き家、空き地対策については、違う部署が所管していますので、そちらとこの制度の共有を図りながら、市全体として進めていきたい事業と考えています。現時点では、この制度によって解消が格段に図られるかというところになると、すいません、未知数です。

河野朋子委員長 ほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上で、総務文教常任委員会を閉会します。ここで10分間休憩しまして、分科会を開会します。よろしくお祈いします。35分からお祈いします。

午前9時23分 散会

令和2年（2020年）9月2日

総務文教常任委員長 河野朋子